資料作成日　2026 年 11 月 2 日

（2026 年 12 月改訂予定）

図書タイトル「供給管･内管指針（維持管理編）」新旧対照表

現行版	改訂案	改訂理由等
第 2 章 維持管理の基本的考え方 一般ガス導管事業者*1は，供給管・内管等の機能保全とガス事故を防止するための予防保全に努める。 （省略） ⑼ 供給管・内管等の維持管理に関する作業に際しては，需要家等の協力を求めるとともに，安全作業*9に努める。 （省略） ＊9　作業に際しては，次の事項を考慮して行う。 ⑴　労働安全衛生法に定められた作業を行う時は，それぞれの作業主任者を選任し，同法に規定する事項について管理する。 ⑵　必要に応じて適切な安全作業用具を使用し，土砂崩壊による事故，工具機械による事故及び電気事故等の労働災害を防止する。 ⑶　供給管・内管の切断，せん孔及び連絡等の工事は，原則としてガスを遮断して行う。やむを得ずガスが漏出する作業にあっては，できるだけガスの漏出を少なくするよう努め，原則として複数の作業者で行う。 なお，工事災害の防止の詳細については，（一社）日本ガス協会「供給管・内管指針（工事編）」による。	第 2 章 維持管理の基本的考え方 一般ガス導管事業者*1は，供給管・内管等の機能保全とガス事故を防止するための予防保全に努める。 （省略） ⑼ 供給管・内管等の維持管理に関する作業に際しては，需要家等の協力を求めるとともに，安全作業*9に努める。 （省略） ＊9　作業に際しては，次の事項を考慮して行う。 ⑴　労働安全衛生法に定められた作業を行う時は，それぞれの作業主任者を選任し，同法に規定する事項について管理する。 ⑵　必要に応じて適切な安全作業用具を使用し，土砂崩壊による事故，工具機械による事故及び電気事故等の労働災害を防止する。 ⑶　供給管・内管の切断，せん孔及び連絡及び地境切断等の工事は，原則としてガスを遮断して行う。 やむを得ずガスが漏出する作業にあっては，できるだけガスの漏出を少なくするよう努め，原則として複数の作業者で行う。 酸素欠乏による災害を防止するために，内管工事において掘削溝等で行う取出し，結替え，撤去，又は地境切断工事等については，必要な防止措置を講ずる。 なお，工事災害の防止の詳細については，（一社）日本ガス協会「供給管・内管指針（工事編）」による。	自社工事事故（酸欠事故）防止対策として、地境切断工事については、事業者によって内管建設部門と内管維持管理部門で所掌が異なる場合があることを踏まえて追記。 自社工事事故（酸欠事故）防止対策として、工事災害の防止に関する詳細については「供給管･内管指針(工事編)」を参照する旨が既に記載されていること、ならびに、現行指針との記載粒度の統一を図る必要があることを踏まえ、必要最低限の内容を追記。

現行版	改訂案	改訂理由等
第４章 供給管・内管等の管理 4.2　漏えい検査 一般ガス導管事業者は，供給管・内管等（整圧器，昇圧供給装置，移動式ガス発生設備及び付帯設備を除く。）の漏えい検査を，次のとおり行う。*1 ⑴　検査は次の頻度で行う。*2 (a) 本支管からガス栓までの間（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）に絶縁措置*3が講じられており当該絶縁措置が講じられた部分からガス栓までの間でプラスチックにて被覆された部分*4は６年に１回以上，その他の部分は４年に１回以上とする。 (b) 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものにあっては，供給管（引込管ガス遮断装置が道路に設置されているものにあっては，当該装置までの部分に限る。）は４年に１回以上とし，その他の部分は１年に１回以上とする。 (c) 検査を，前回の検査の日から(a)又は(b)に掲げる期間を経過した日（以下「基準日」という。）前４月以内の期間に行った場合は，基準日に検査を行ったものとみなす。 ⑵　検査の方法は，部位及び設置状況により適切な方法を選定する。*5 ⑶　検査結果については，速やかに需要家等に通知するとともに，必要事項については記録し，所定の期間保存する。*6また，異常が認められた場合は，需要家等の了解を得て，速やかに修理等の措置を講ずる。 （省略） ＊３　絶縁措置とは，ポリエチレン管又は絶縁継手等で絶縁されていることをいう。 ＊４　プラスチックにて被覆された部分とは，ポリエチレン被覆（ポリエチレン熱収縮チューブを含む。），塩化ビニル被覆，防食シート巻きが講じられたものをいう。 ＊５　漏えい検査は，通ずるガスの圧力で行い，その方法は，供給管・内管等の部位及び設置状況により，解図４－１のとおり定められている。 なお，使用するガス検知器は，ガスの濃度が　0.2%以下で作動するものとし，解表４－２に示すものがある。 また，使用するガス検知器及び圧力計は，性能を維持し適正に検査ができるよう，　定期的に点検・整備する。 （省略）	第４章 供給管・内管等の管理 4.2　漏えい検査 一般ガス導管事業者は，供給管・内管等（整圧器，昇圧供給装置，移動式ガス発生設備及び付帯設備を除く。）の漏えい検査を，次のとおり行う。*1 ⑴　検査は次の頻度で行う。*2*3 (a) 本支管からガス栓までの間（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）に絶縁措置*4が講じられており当該絶縁措置が講じられた部分からガス栓までの間でプラスチックにて被覆された部分*5は６年に１回以上，その他の部分は４年に１回以上とする。 (b) 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものにあっては，供給管（引込管ガス遮断装置が道路に設置されているものにあっては，当該装置までの部分に限る。）は４年に１回以上とし，その他の部分は１年に１回以上とする。 (c) 検査を，前回の検査の日から(a)又は(b)に掲げる期間を経過した日（以下「基準日」という。）前４月以内の期間に行った場合は，基準日に検査を行ったものとみなす。 ⑵　検査の方法は，部位及び設置状況により適切な方法を選定する。*6 ⑶　検査結果については，速やかに需要家等に通知するとともに，必要事項については記録し，所定の期間保存する。*7また，異常が認められた場合は，需要家等の了解を得て，速やかに修理等の措置を講ずる。 （省略） ＊３　認定高度保安実施事業者にあっては，使用期間及び状態を勘案して，自ら定める適切な頻度で検査を行うことができる。 ＊４　絶縁措置とは，ポリエチレン管又は絶縁継手等で絶縁されていることをいう。 ＊５　プラスチックにて被覆された部分とは，ポリエチレン被覆（ポリエチレン熱収縮チューブを含む。），塩化ビニル被覆，防食シート巻きが講じられたものをいう。 ＊６　漏えい検査は，通ずるガスの圧力で行い，その方法は，供給管・内管等の部位及び設置状況により，解図４－１のとおり定められている。 なお，使用するガス検知器は，ガスの濃度が　0.2%以下で作動するものとし，解表４－２に示すものがある。 また，使用するガス検知器及び圧力計は，性能を維持し適正に検査ができるよう，　定期的に点検・整備する。 （省略）	番号の変更。 認定高度保安実施事業者による法定検査等の柔軟化（検査頻度の緩和）を適用した場合の除外規定を追記。 番号の変更。

現行版	改訂案	改訂理由等
⑶　半導体式ガス検知器を用いて地表の空気を捕集器を用いて吸引して検査する方法（ガス の空気に対する比重が１未満の場合かつ解図Ⓑ部に限り適用） 　内管等の路線上を５ｍ 以下の間隔で，捕集器を路面に接し，10 秒間以上吸引して漏えいの有無を調べる。また，コンクリート舗装，剛質アスファルト舗装等の通気性の悪い舗装がなされている場所においては，舗装目地，マンホール，導管立ち上（下）がり部等の通気性を有する箇所を利用して検査する。半導体式ガス検知器の警報ガス濃度を概ね 30ppm に設定して測定を行う。	⑶　半導体式ガス検知器を用いて地表の空気を捕集器を用いて吸引して検査する方法（ガス の空気に対する比重が１未満の場合かつ解図Ⓑ部に限り適用） 　内管等の路線上を５ｍ 以下の間隔で，捕集器を路面に接し，10 秒間以上吸引して漏えいの有無を調べる。また，コンクリート舗装，剛質アスファルト舗装等の通気性の悪い舗装がなされている場所においては，舗装目地，マンホール，導管立ち上（下）がり部等の通気性を有する箇所を利用して検査する。半導体式ガス検知器の警報ガス濃度を概ね 30ppm に設定して測定を行う。 ⑷　レーザー吸収分光式検知器を用いて地表の空気を吸引または捕集する方法（ガスの空気に対する比重が１未満の場合に限り適用） 　前二項に記された水素炎イオン化式ガス検知器及び半導体式ガス検知器と同等以上の性能があらかじめ確認された方法にて，供給管・内管等の路線上を走行し，漏えいの有無を調べる。ただし，供給管・内管等の近傍に舗装目地，マンホール等の通気性を有する箇所がある場合にあっては，これらの箇所を供給管・内管等の路線上とみなすことができる。 　レーザー吸収分光式検知器のマルチパスセル方式の使用上の留意点について例示する。 (a) 吸引式 　供給管・内管等の路線上を毎時 10km 以下で走行し，地表から約２cm の高さの雰囲気を約２リットル毎分で吸引して漏えいの有無を調べる。測定に使用する検知器は次の装置等を具備していること。また，ガスの濃度が３ppm 以下で探知できる性能を有すること。 （ｉ）吸入気体中の不純物を除去するためのフィルター （ⅱ）吸入ポンプ用の電源電圧が低下した場合に警報を発する装置 （ⅲ）レーザー光を受光していない場合に警報を発する装置 (b) オープン式 　供給管・内管等の路線上を毎時 10km 以下で走行し，地表から約２cm の高さの雰囲気を捕集して漏えいの有無を調べる。測定に使用する検知器は次の装置等を具備していること。また，ガスの濃度が５ppm 以下で探知できる性能を有すること。 （ｉ）レーザー光を受光していない場合に警報を発する装置 なお，水溜りがある場所，凍結している場所，砂ぼこりが舞い上がる程度の風が吹いている場所では測定を行わない等の測定に関しての留意事項を厳守すること。また，性能を維持し適正に検査ができるよう，定期的に点検・整備する。	「本支管指針(維持管理編)」を参考に、半導体式の記載内容に準じ、「レーザー吸収分光式検知器による方法」を記載。
⑷　ガス検知器による方法 　内管等の露出部を，試験に用いるガスの濃度が　0.2%以下で作動するガス検知器を用いて当該検知器が作動しないことにより漏えいの有無を判定する。	⑸　ガス検知器による方法 　内管等の露出部を，試験に用いるガスの濃度が　0.2%以下で作動するガス検知器を用いて当該検知器が作動しないことにより漏えいの有無を判定する。	番号の変更。

現行版	改訂案	改訂理由等
⑸　圧力保持による方法 　メーターガス栓からガス栓までに設置されている内管等については，全てのガス栓が閉止されていることを確認した後，１つのガス栓に水柱ゲージ，チャンバ型圧力計又は電気式ダイアフラム型圧力計を取り付け，そのガス栓及びメーターガス栓を開き，圧力が安定した後メーターガス栓を閉止し，５分間（検査する部分の容積が１m3 以下の場合は，水柱ゲージにあっては１分間，チャンバ型圧力計又は電気式ダイアフラム型圧力計にあっては２分間）以上圧力の変動を調べることにより漏えいの有無を判定する。 　なお，特定地下街等・特定地下室等に係る引込管ガス遮断装置からメーターガス栓までに設置されている内管等については，全てのメーターガス栓が閉止されていることを確認した後，１つのガス栓に水柱ゲージ，チャンバ型圧力計又は電気式ダイアフラム型圧力計を取り付け，そのガス栓及びそのガス栓に係るメーターガス栓を開き，圧力が安定した後引込管ガス遮断装置を閉止し，５分間（検査する部分の容積が１m3 以下の場合は，水柱ゲージにあっては１分間，チャンバ型圧力計又は電気式ダイアフラム型圧力計にあっては２分間）以上圧力の変動を調べることにより漏えいの有無を判定する。 ⑹　発泡液による方法 　発泡液を継手部に塗布し，泡が認められるか否かで判定する。 ⑺　臭気による方法 　臭気により漏えいの有無を判定する。 ⑻　配管系（本支管～メーターガス栓）を一括して行う方法 　本支管からメーターガス栓までについては，被検査部分へのガスの流入を遮断した後，　圧力測定器具の種類及び被検査部分の容積に応じた保持時間以上＊＊　３保持し，漏えいの有無を判定する。実施にあたっては，実施体制，圧力降下時の措置等に関する詳細な実施計画を策定し，作業者に十分な教育を行い，安全かつ確実に実施する。 　なお，この方法は，漏えい箇所の特定が比較的容易に行える小規模団地等で，供給停止が可能な場合にのみ適用できる。 ⑼　レーザー式ガス検知器による方法（ガスの主成分がメタンの場合のみ適用） （省略） ＊６　検査の記録の保存期間は，保安規程に定める期間とするが，一般的には次回の記録更新時まで保存している。	⑹　圧力保持による方法 　メーターガス栓からガス栓までに設置されている内管等については，全てのガス栓が閉止されていることを確認した後，１つのガス栓に水柱ゲージ，チャンバ型圧力計又は電気式ダイアフラム型圧力計を取り付け，そのガス栓及びメーターガス栓を開き，圧力が安定した後メーターガス栓を閉止し，５分間（検査する部分の容積が１m3 以下の場合は，水柱ゲージにあっては１分間，チャンバ型圧力計又は電気式ダイアフラム型圧力計にあっては２分間）以上圧力の変動を調べることにより漏えいの有無を判定する。 　なお，特定地下街等・特定地下室等に係る引込管ガス遮断装置からメーターガス栓までに設置されている内管等については，全てのメーターガス栓が閉止されていることを確認した後，１つのガス栓に水柱ゲージ，チャンバ型圧力計又は電気式ダイアフラム型圧力計を取り付け，そのガス栓及びそのガス栓に係るメーターガス栓を開き，圧力が安定した後引込管ガス遮断装置を閉止し，５分間（検査する部分の容積が１m3 以下の場合は，水柱ゲージにあっては１分間，チャンバ型圧力計又は電気式ダイアフラム型圧力計にあっては２分間）以上圧力の変動を調べることにより漏えいの有無を判定する。 ⑺　発泡液による方法 　発泡液を継手部に塗布し，泡が認められるか否かで判定する。 ⑻　臭気による方法 　臭気により漏えいの有無を判定する。 ⑼　配管系（本支管～メーターガス栓）を一括して行う方法 　本支管からメーターガス栓までについては，被検査部分へのガスの流入を遮断した後，　圧力測定器具の種類及び被検査部分の容積に応じた保持時間以上＊＊　３保持し，漏えいの有無を判定する。実施にあたっては，実施体制，圧力降下時の措置等に関する詳細な実施計画を策定し，作業者に十分な教育を行い，安全かつ確実に実施する。 　なお，この方法は，漏えい箇所の特定が比較的容易に行える小規模団地等で，供給停止が可能な場合にのみ適用できる。 ⑽　レーザー式ガス検知器による方法（ガスの主成分がメタンの場合のみ適用） （省略） ＊７　検査の記録の保存期間は，保安規程に定める期間とするが，一般的には次回の記録更新時まで保存している。	番号の変更。 番号の変更。

<table>
<tr><th>現行版</th><th>改訂案</th><th>改訂理由等</th></tr>
<tr>
<td>
4.3　点検・管理
4.3.4　引込管ガス遮断装置及び緊急ガス遮断装置
（省略）
解表４－５　保守管理要領に定める項目及び内容
<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>外観点検</td><td>緊急ガス遮断装置（電気設備を有するものにあっては，当該電気設備を含む。）及びその付近に異常がないかについて，年１回以上目視により点検する。</td></tr>
<tr><td>機能点検</td><td>瞬時に閉動作が行われ，かつ，確実に遮断されることを年１回以上確認する。</td></tr>
<tr><td>維持管理</td><td>注油，劣化部品の交換，バッテリーの充電・交換等の緊急ガス遮断装置の機能を維持するための管理を，適切な間隔をもって定期的に実施する。</td></tr>
</table>
4.3.8　昇圧供給装置
（省略）
⑵　定期検査
設置の日以後 14 月に１回以上の頻度で次の内容の定期検査を行う。ただし，一般ガス導管事業者が計画通りの業務実施が困難と判断した際に，経済産業大臣又は所轄の産業保安監督部長へ申請し承認を受けることで，法定満期の延長に関する特例措置を実施することが可能。本規定は，新型コロナウィルスの感染拡大を受け，新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ，令和２年６月省令が改正されたものである。
（省略）
⑶　オーバーホール点検
装置の形式ごとに運転時間に応じたオーバーホール点検を行う。（形式毎に定められた運転時間に達すると，昇圧供給装置の運転継続が不能となる。）内容は次のとおり。
</td>
<td>
4.3　点検・管理
4.3.4　引込管ガス遮断装置及び緊急ガス遮断装置
（省略）
解表４－５　保守管理要領に定める項目及び内容
<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>外観点検
（注１）</td><td>緊急ガス遮断装置（電気設備を有するものにあっては，当該電気設備を含む。）及びその付近に異常がないかについて，年１回以上目視により点検する。</td></tr>
<tr><td>機能点検
（注１）</td><td>瞬時に閉動作が行われ，かつ，確実に遮断されることを年１回以上確認する。</td></tr>
<tr><td>維持管理</td><td>注油，劣化部品の交換，バッテリーの充電・交換等の緊急ガス遮断装置の機能を維持するための管理を，適切な間隔をもって定期的に実施する。</td></tr>
</table>
（注１）認定高度保安実施事業者にあっては，運転時間及び状態を勘案して，自ら定める適切な時期に行うことができる。
4.3.8　昇圧供給装置
（省略）
⑵　定期検査
設置の日以後 14 月に１回以上の頻度で次の内容の定期検査を行う。ただし，認定高度保安実施事業者にあっては，運転時間及び状態を勘案して，自ら定める適切な頻度で検査を行うことができる。また，一般ガス導管事業者が計画通りの業務実施が困難と判断した際に，経済産業大臣又は所轄の産業保安監督部長へ申請し承認を受けることで，法定満期の延長に関する特例措置を実施することが可能。本規定は，新型コロナウィルスの感染拡大を受け，新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ，令和２年６月省令が改正されたものである。
（省略）
⑶　オーバーホール点検
安全性を維持するため，装置の形式ごとにメーカーが推奨する仕様（運転時間など）に応じたオーバーホールを実施することが望ましい。（なお，装置の仕様によっては，定められた運転時間に達すると安全機構により運転継続が不能となるものがある。）
</td>
<td>
認定高度保安実施事業者による法定検査等の柔軟化（検査頻度の緩和）を適用した場合の除外規定を追記。

認定高度保安実施事業者による法定検査等の柔軟化（検査頻度の緩和）を適用した場合の除外規定を追記。

実態（メーカー仕様）に併せて、推奨事項とする表現に修正。
</td>
</tr>
</table>

現行版	改訂案	改訂理由等
4.4.2　閉栓時の作業 ガス小売事業者は，閉栓時*1には，メーターガス栓を閉止し，原則として封印する。*1*2 【解　説】 ＊1⑴　閉栓とは，需要家の転出等によるガス使用の廃止後の保安を確保するため，メーターガス栓を閉止することをいう。**1**2 ⑵　閉栓中におけるガスメーター出口側の内管からのガス漏出及び盗用等を防止するため，メーターガス栓を封印する。なお，封印の方法としてメーターガス栓をロックする方法や，マイコンメーターを休止する方法等がある。なお，スマートメーターが設置されている場合，遠隔で休止させることができる。	4.4.2　閉栓時の作業 ガス小売事業者は，閉栓時*1には，メーターガス栓を閉止し，原則として封印する。 【解　説】 ＊1⑴　閉栓とは，需要家の転出等によるガス使用の廃止後の保安を確保するため，メーターガス栓を閉止することをいう。ただし，スマートメーターが設置されている場合は，メーター内部の遮断弁を遠隔等で遮断することにより，メーターガス栓の閉止を省略することができる。**1**2 ⑵　閉栓中におけるガスメーター出口側の内管からのガス漏出及び盗用等を防止するため，メーターガス栓を封印する。なお，封印の方法としてメーターガス栓をロックする方法や，マイコンメーターを休止する方法等がある。なお，スマートメーターが設置されている場合，遠隔で休止させることができる。	スマートメーターの導入が進展し活用事例も徐々に増加していることを踏まえ、運用面について実態に即した表現を追加。
第６章　他工事に伴う供給管・内管等の管理 6.2　他工事の把握 （省略） ＊2　　適切な管理を行うには，他工事の情報を的確に収集し，管理することが必要である。 （省略） ⑵　敷地内における他工事の把握 次に示す方法等により，他工事の把握に努めることが望ましい。 ⑻建設・造園及び家屋解体業者等には団体，組合等を通じ，パンフレット，チラシにより事前の工事照会を依頼する。 ⑹建物管理者・需要家に対して，パンフレット，チラシにより事前の工事照会を依 頼する。 ⑹ガスメーターの閉栓及び撤去受付・作業時に，解体工事等の有無，時期等につい て需要家又は土地所有者等に確認し，早期に他工事を把握する。 ⑹メーターガス栓やバルブの閉止，地境切断等による不使用管に対しては，他工事企業者等へガス管への注意喚起を目的に，埋設部には目印杭，ガス管位置標示ステッカー等を，露出部には標示荷札，ステッカー等を設置する。なお，ステッカー等には，ガスが通じている範囲，敷地内工事・家屋解体工事時に一般ガス導管事業者へ事前連絡をお願いすることなどを記載する。	第６章　他工事に伴う供給管・内管等の管理 6.2　他工事の把握 （省略） ＊2　　適切な管理を行うには，他工事の情報を的確に収集し，管理することが必要である。 （省略） ⑵　敷地内における他工事の把握 次に示す方法等により，他工事の把握に努めることが望ましい。 ⑻建設・造園及び家屋解体業者等には団体，組合等を通じ，パンフレット，チラシにより事前の工事照会を依頼する。 ⑹建物管理者・需要家に対して，パンフレット，チラシにより事前の工事照会を依 頼する。 ⑹ガスメーターの閉栓及び撤去受付・作業時に，解体工事等の有無，時期等につい て需要家又は土地所有者等に確認し，早期に他工事を把握する。 ⑹メーターガス栓やバルブの閉止，地境切断等により不使用管となっている場合，または露出配管が他設備配管と輻輳している場合には，誤認等によるガス管の損傷防止を目的として，他工事企業者等に対して注意喚起を実施する。具体的には，埋設部には目印杭，ガス管位置標示ステッカー等を，露出部には標示荷札，ステッカー等を設置する。なお，ステッカー等には，ガスが通じている範囲，敷地内工事・家屋解体工事時に一般ガス導管事業者へ事前連絡をお願いすることなどを記載する。	他工事事故防止活動の強化策として、地境切断等による不使用管だけでなく、不使用管以外（露出配管が他設備配管と輻輳している場合）に対しても、他工事企業者等への日常業務における「ガス管標示」の推奨を目的に追加。

現行版	改訂案	改訂理由等
6.3　他工事企業者等との協議 一般ガス導管事業者は，他工事企業者等から照会文書等を受け付けた場合には，次による。 ⑴　供給管・内管等の設置位置及び他工事の施工位置・工法等を勘案し，他工事による供給管・内管等への影響について協議する。*1 ⑵　供給管・内管等への影響がある場合には，その影響が最小限になるように，他工事の施工位置・工法の変更及び保安措置等について調整する。*2	6.3　他工事企業者等との協議 一般ガス導管事業者は，他工事企業者等から照会文書等を受け付けた場合には，次による。 ⑴　供給管・内管等の設置位置及び他工事の施工位置・工法等を勘案し，他工事による供給管・内管等への影響について協議する。*1 ⑵　供給管・内管等への影響がある場合には，その影響が最小限になるように，他工事の施工位置・工法の変更及び保安措置等について調整する。*2 ⑶　建物改修等の他工事において、供給管・内管等への影響がない場合であっても、露出配管が他設備配管と輻輳している場合には、誤認等によるガス管の損傷防止を目的として、他工事企業者等に対して注意喚起を実施する。*3 （省略） ＊3　注意喚起を行う際は，次の点に留意する。 ⑴　他設備配管との識別が困難となる場合には，現場状況等を考慮し，ガス配管であることが識別できる標示の措置を講ずることが望ましい。 ⑵　現場状況や需要家の要望を考慮し，標示を他工事期間中に限定した措置とすることが好ましいと判断される場合は，一時的な標示としてもよい。 ⑶　現場状況や需要家の要望により，標示を行うことが困難な場合は，速やかに他工事企業者等へ情報提供を行い，連携を図る。	他工事事故防止活動の強化策として、戸建住宅以外の比較的規模の大きい建物における改修等の工事で、かつ、露出したガス配管が他設備の配管等と輻輳している場合には、誤認防止の観点から注意喚起を実施することを、「供給管・内管指針（工事編）」との記載内容の整合を図る形で文言を追記。

現行版

第７章　漏えい，供給支障及び災害時の対応

7.2　漏えい時及び供給支障時の対応

（省略）

解表７－４　緊急車等の装備及び工具

	装　備　及　び　工　具	緊急車	工作車 A	工作車 B
車両装備	・サイレン，赤色警光灯	○	－	－
	・無線機	○	○	○
ガス漏れ調査用具	・可燃性ガス検知器	○	○	○
	・水素炎イオン化式ガス検知器（ＦＩＤ），半導体式ガス検知器又はこれと同等の性能を有する検知器	○	－	－
		○	○	○
	・水柱ゲージ，チャンバ型圧力計又は電気式ダイアフラム型圧力計	○	○	－
	・ボーリングバー，臭気棒			
ガス遮断用工具	・バルブ開閉器	○	○	－
	・ガス止め用木栓	○	○	－
修理用工具	・一般修理工具一式（懐中電灯を含む。）	○	○	○
	・掘削用工具	○	○	－
保安装備	・保安ロープ，保安さく等	○	－	－
	・拡声器	○	－	－
	・消火器	○	○	－
	・夜間照明灯（防爆用）	○	－	－
	・呼吸用保護マスク	○	○	－

（注）工作車Ａは，全ての一般出動に対処できる工作車で，工作車Ｂは，内管，ガスメーター，ガス栓又は消費機器に係る一般出動に対処できる工作車をいう。

改訂案

第７章　漏えい，供給支障及び災害時の対応

7.2　漏えい時及び供給支障時の対応

（省略）

解表７－４　緊急車等の装備及び工具

	装　備　及　び　工　具	緊急車	工作車 A	工作車 B
車両装備	・サイレン，赤色警光灯	○	－	－
	・無線機	○	○	○
ガス漏れ調査用具	・可燃性ガス検知器	○	○	○
	・水素炎イオン化式ガス検知器（ＦＩＤ），半導体式ガス検知器又はこれと同等<u>以上</u>の性能を有する検知器	○	－	－
		○	○	○
	・水柱ゲージ，チャンバ型圧力計又は電気式ダイアフラム型圧力計	○	○	－
	・ボーリングバー，臭気棒			
ガス遮断用工具	・バルブ開閉器	○	○	－
	・ガス止め用木栓	○	○	－
修理用工具	・一般修理工具一式（懐中電灯を含む。）	○	○	○
	・掘削用工具	○	○	－
保安装備	・保安ロープ，保安さく等	○	－	－
	・拡声器	○	－	－
	・消火器	○	○	－
	・夜間照明灯（防爆用）	○	－	－
	・呼吸用保護マスク	○	○	－

（注）工作車Ａは，全ての一般出動に対処できる工作車で，工作車Ｂは，内管，ガスメーター，ガス栓又は消費機器に係る一般出動に対処できる工作車をいう。

改訂理由等

「本支管指針(維持管理編)」を参考に、半導体式の記載内容に準じ、「レーザー吸収分光式検知器による方法」を記載。

以上